

茨城県報

第5381号

昭和41年3月10日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有害な図書の指定……………	1
●青果物市場開設期間の更新……………	2
●豚コレラ予防指定の一部改正……………	2
●木材業者の登録……………	2
●大志戸地区土地改良事業の縦覧……………	3
●小幡地区土地改良事業の縦覧……………	3
●坏地区土地改良事業の縦覧……………	4
●西南部地区土地改良事業の縦覧……………	4
●豊加美南部地区土地改良事業の縦覧……………	4
●若林地区土地改良事業の縦覧……………	5
●大砂地区土地改良事業の縦覧……………	5
●福岡第二地区土地改良事業の縦覧……………	6
●柳沢地区土地改良事業の縦覧……………	6

●飯島、汲上北部地区土地改良事業の縦覧……………	6
●石下南部地区土地改良事業の縦覧……………	7
●江戸崎入東地区土地改良事業の縦覧……………	7
●一の瀬地区土地改良事業の認可……………	7
●岩崎江堰土地改良区定款変更の認可……………	8
●海老沢弘之助ほか16名土地改良事業の認可……………	8
●秋山善一ほか194名土地改良事業の縦覧……………	8
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定(2件)……………	8

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効……………	9
●土地立ち入り測量(2件)……………	9
●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞……………	10

告 示

茨城県告示第251号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により青少年に有害な図書として次のものを指定した。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定 番号	指 定 年 月 日	図 書 名	号 別	発 行 所	指定理由
405	41. 3. 5	風 俗 奇 譚	4 月 号	文 献 資 料 刊 行 会	性・粗
406	〃	実 話 と 秘 録	4 〃	明 文 社	〃
407	〃	夫 婦 生 活	3 〃	手 帖 社	〃
408	〃	寝 室 手 帖	3 〃	〃	〃
409	〃	実 話 と 手 記	3 〃	〃	〃
410	〃	女	4 〃	〃	〃
411	〃	女(飛び出すヌード)	3 増 刊 号	〃	〃
412	〃	紳 士 専 科	4 〃	辰 巳 書 房	〃・粗

413	41.3.5	ザ・モデル	3月号	辰巳書房	性
414	〃	別冊ザ・モデル(世界のヌード)	3〃	〃	〃
415	〃	奇譚クラブ	4〃	天星社	〃・粗
416	〃	実話雑誌	4〃	三世新社	〃
417	〃	サスペンス・マガジン	4〃	久保書店	〃・粗
418	〃	シヨック映画	3〃	プレイグラフ	〃
419	〃	別冊スクリーン	4〃	近代映画社	〃
420	〃	スリーエス	3〃 創刊号	なみ木書房	〃
421	〃	医学フォノカード(性の演出篇)		ミクロ社	〃
422	〃	医学カード(性のデザイン篇)		三星社書房	〃

茨城県告示第252号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和41年3月10日

茨城県県南振興事務所長 高橋 虎之助

記

市場名	所在地	許可年月日	許可期間
荒川沖青果市場	土浦市荒川沖日の宮 705番地	昭和41年2月19日	昭和41年3月21日から 昭和44年3月20日まで

茨城県告示第253号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和40年茨城県告示第457号)の一部を次のように改める。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩上 二郎

- 1 移動禁止区域中 下妻市大町を削除する。

茨城県告示第254号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年3月10日

茨城県県南振興事務所長 高橋 虎之助

記

第1種業者登録

(第三種郵便物認可)

登録 年月日	登録 番号	住 所 (所在地)	名 称	氏 名 (代表者 氏名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所在地	
41. 2. 16	南振 第143号	北相馬郡取手町 白山前2240	西 材 木 店	西 重 貞	西 材 木 店	住所に同じ	素材生産業
"	" 第144号	新治郡桜村下広岡 1090	矢 口 材 木 店	矢 口 幸 治	矢口材木店	"	素材販売業
"	" 第145号	稲敷郡牛久町柏田 3037	宮 本 材 木 店	宮 本 安 雄	宮本材木店	"	"

第4種業者登録

41. 2. 19	南振 第77号	新治郡八郷町 宮ヶ崎	園 部 製 材 所	中 山 佑	園部製材所	住所に同じ	素材生産 製 材 業
-----------	------------	---------------	-----------	-------	-------	-------	---------------

茨城県告示第255号

昭和41年2月17日付で新治村長、前野七左衛門から申請のあつた大志戸地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 大志戸地区土地改良事業計画書
- (2) 新治村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- 2 縦 覧 の 期 間 昭和41年3月16日から (21日間)
昭和41年4月5日まで

- 3 縦 覧 の 場 所 ~~新~~ 役 場

新治村

茨城県告示第256号

昭和41年2月10日付で八郷町長、吉田次郎から申請のあつた小幡地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 小幡地区土地改良事業計画書
- (2) 八郷町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- 2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から
(21日間)
昭和41年4月5日まで

- 3 縦覧の場所 貴役場
八千代町

茨城県告示第257号

昭和41年2月1日付で桂村長、大森三千三から申請のあつた坏地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類

- (1) 坏地区土地改良事業計画書
(2) 桂村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- 2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から
(21日間)
昭和41年4月5日まで

- 3 縦覧の場所 貴役場
八千代町

茨城県告示第258号

昭和40年5月26日付で下妻市長、中山繁から申請のあつた西南部地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類

- (1) 西南部地区土地改良事業計画書
(2) 下妻市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- 2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から
(21日間)
昭和41年4月5日まで

- 3 縦覧の場所 貴役場
下妻市役所

茨城県告示第259号

昭和41年1月20日付で下妻市長、中山繁から申請のあつた豊加美南部地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 豊加美南部地区土地改良事業計画書
- (2) 下妻市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から (21日間)
昭和41年4月5日まで

3 縦覧の場所 ~~貴役場~~

下妻市役所

茨城県告示第260号

昭和41年2月17日付で境町長、桜井保から申請のあつた若林地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 若林地区土地改良事業計画書
- (2) 境町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から (21日間)
昭和41年4月5日まで

3 縦覧の場所 ~~貴役場~~

境町役場

茨城県告示第261号

昭和41年2月18日付で大穂町長、吉村長左衛門から申請のあつた大砂地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の2第4項で準用する同法第8条第5項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 大砂地区土地改良事業計画書
- (2) 大穂町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から (21日間)
昭和41年4月5日まで

3 縦覧の場所 ~~貴役場~~

大穂町

茨城県告示第262号

昭和41年 2 月24日付で谷和原村長、中村静次郎から申請のあつた福岡第二地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の 2 第 4 項で準用する同法第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年 3 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 福岡第二地区土地改良事業計画書
- (2) 谷和原村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和41年 3 月16日から (21日間)
昭和41年 4 月 5 日まで

3 縦 覧 の 場 所 貴 役 場

茨城県告示第263号

昭和40年11月11日付で那珂湊市長、薄井与兵衛から申請のあつた柳沢地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の 2 第 4 項で準用する同法第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年 3 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 柳沢地区土地改良事業計画書
- (2) 那珂湊市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和41年 3 月16日から (21日間)
昭和41年 4 月 5 日まで

3 縦 覧 の 場 所 貴 役 場

茨城県告示第264号

昭和41年 2 月21日付で大洋村長、飯島久から申請のあつた飯島、汲上北部地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので、土地改良法第96条の 2 第 4 項で準用する同法第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和41年 3 月10日

茨城県知事 岩 上 二 達

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 飯島, 汲上北部地区土地改良事業計画書
- (2) 大洋村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から (21日間)
昭和41年4月5日まで

3 縦覧の場所 茨 役 場

大洋村

茨城県告示第265号

八間堀川沿岸土地改良区から昭和40年10月14日付申請のあつた石下南部地区土地改良事業は適当と決定したので, 土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

八間堀川沿岸土地改良区定款写

石下南部地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から4月5日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

石下町役場

茨城県告示第266号

江戸崎入土地改良区から昭和40年12月25日付申請のあつた江戸崎入東地区土地改良事業は適当と決定したので, 土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

江戸崎入土地改良区定款写

江戸崎入東地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和41年3月16日から4月5日まで

3 縦覧の場所 江戸崎町役場

茨城県告示第267号

昭和41年1月17日茨城県告示第54号による一の瀬土地改良区の一の瀬地区土地改良事業は, 昭和41年3月3日認可した。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第268号

昭和40年12月8日付で岩崎江堰土地改良区から申請のあつた定款変更を、昭和41年3月3日認可した。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第269号

昭和40年11月9日付で東茨城郡茨城町中石崎1088番地海老沢弘之助ほか16名から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法第95条第1項の規定により昭和41年3月2日認可した。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第270号

昭和40年6月29日付で真壁郡関城町大字関館225秋山善一ほか194名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

(ア) 花田地区土地改良事業共同施行規約写

(イ) 花田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和41年3月22日から4月11日まで

3 縦覧の場所 関城町役場

茨城県告示第271号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和41年3月10日

茨城県境県税事務所長 松 丸 真 一

記

指 年 月 日	指令番号	住 所	売 り さばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 41. 2. 23	境税指令 第 1 号	茨城県猿島郡境町 1728	茨城県猿 島郡岩井 町大字辺 田648	株式会社岩井自 動車学校 代表取締役 中村 喜四郎	明治 43. 11. 5	新 規

茨城県告示第272号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和41年3月10日

茨城県下館県税事務所長 宇津野 竹 雄

記

指 年 月 日	指令番号	住 所	売 り さ ば き 所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 41. 2. 23	下税指令 第 1 号	結城郡石下町大字 孫兵衛新田289	住所に同 じ	中 村 ま す	昭和 2. 3. 17	新 規
"	" 第 2 号	下妻市大字下妻丁 204	"	小 林 延 好	明治 34. 11. 15	"

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効について

下記の料理飲食等消費税公給領収証用紙は、昭和41年1月30日から無効とする。

昭和41年3月10日

茨城県水戸県税事務所長 落 合 喜 代 治

記

焼 失 年 月 日	焼 失 し た 用 紙		焼 失 し た 者	
	様 式	記号及び番号	住 所	氏 名
昭和41年1月30日	第15号の5	I 049001から I 049200まで I 033201から I 033400まで	千葉県船橋市 海神町5の2351	小 川 フ ミ エ

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 船場線新設工事(特別高圧送電線60KV)
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

勝田市大字佐和字篠根沢, 当間, 孫目東, 孫目西, 字先
那珂郡那珂町大字笠松字向上

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和41年3月11日から
昭和41年6月10日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年3月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道125号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
 稲敷郡阿見町大字掛馬字広町、反町、細町、清水町、柳町、汐入
 “ “ 大字島津字境、谷下、長田、寺田、出戸、宿、舟戸、小堤、
 宿下、片岸、長浜
- 4 立ち入ろうとする期間
 昭和41年3月11日から
 昭和42年3月31日まで

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第104条の規定による自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年3月10日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

- 1 期 日 昭和41年3月17日
- 2 場 所 茨城県警察本部公安委員会室
- 3 住所氏名

新治郡新治村大字前沢1339	秋 田 勇
土浦市小松町1273	上 沼 信 夫
新治郡出島村大字男神4の1	堀 越 一 男
高萩市大字上君田1034	豊 田 善
水戸市仲町530	安 達 竹 男
鹿島郡鹿島町大字宮中2438	辺 田 正 治
結城市大町67の1	長 谷 川 汎
“ 大字七五三湯1047	鈴 木 延 一 郎
北相馬郡守谷町大字野木崎1277	椎 名 文 夫
結城郡八千代村大字佐野198	西 村 正
“ “ 大字尾崎94の1	遠 藤 茂
真壁郡関城町大字関本上642の1	小 口 治 男
稲敷郡新利根村大字寺内526	桜 井 寛
那珂郡大宮町22の2	大 曾 根 昭
行方郡玉造町乙748	小 原 政 一

日立市留町167	大 貫 征 夫
〃 鹿島町1丁目4—6	村 田 栄 司
笠間市大字笠間1337	山 口 三 郎
西茨城郡岩瀬町大字富谷1642	高 橋 昭 則
勝田市大字東石川3558の8	黒 羽 正 光
〃 大字津田2172の3	森 孝 男
石岡市貝地町2032	原 田 秀 夫
水戸市赤塚町369	瀬 谷 邦 勝
〃 上水戸町2698	山 口 不 二 子
〃 平須町1918	篠 崎 三 郎
〃 河和田町2996	大 月 秀 治 郎

~~~~~

◇ 県政の総覧 …… 県民の六法 ◇

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所